

野口のリラ 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人順明会が開設する野口のリラ(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護、介護予防通所サービス及び広域型通所サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態もしくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し、指定通所介護、介護予防通所サービス及び広域型通所サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者状態にある高齢者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることとする。

2 介護予防通所サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援状態にある高齢者及び事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 広域型通所サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援状態にある高齢者及び事業対象者が可能な限りその居宅において、機能の維持もしくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した生活を営むことができるよう必要な機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施にあたっては、東三河広域連合、関係市町村、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 野口のリラ
- ② 所在地 愛知県豊川市野口町道下 68 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務1名 介護職員と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ② 従業者

生活相談員 1.5名(常勤専従1名常勤兼務1名)

看護職員 2名

機能訓練指導員 1名

介護職員 18名(常勤兼務3名、非常勤専従13名 非常勤兼務2名 管理者、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、広域型通所サービス介護職員と兼務)

従業者は、指定通所介護及び、介護予防通所サービス、広域型通所サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

[通所介護、介護予防通所サービス]

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時30分から午後4時40分までとする。

[広域型通所サービス]

- ① 営業日 火曜日、木曜日とする。但し、12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 1単位目 9:30~12:30 2単位目 13:30~16:40 とする。

(利用定員)

第6条 事業の利用定員は次のとおりとする。

[通所介護、介護予防通所サービス]

月・水・金曜日 1単位目 55名 火・木曜日 1単位目 50名

[広域型通所サービス]

火・木曜日 1単位目 15名 2単位目 15名

(事業の内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額もしくは東三河広域連合が定める額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額とする。

[通所介護、介護予防通所サービス]

- ① 食事の提供
- ② 入浴
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎
- ⑥ アクティビティ (介護予防)

[広域型通所サービス]

- ① 健康チェック
 - ② 日常生活動作の機能訓練
 - ③ アクティビティ (介護予防)
 - ④ 食事の提供 1単位目のみ希望された場合
- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり 50円徴収する。
 - 3 食費は、710円 (おやつ代を含む) を徴収する。
 - 4 おむつ代は、実費を徴収する。
 - 5 日常生活や教室活動において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
 - 6 レクリエーション、グループ活動にあたる費用の一部1日あたり150円を徴収する。
 - 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、豊川市全域と豊橋市の一部（長瀬町、大村町）とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
- ② 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- ③ 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
- ④ 第3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するように努める。

第13条 (身体拘束等)

事業者は、原則として利用者に対する身体的拘束を廃止するものとする。万一、利用者又はほかの利用者、職員等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録に記載するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ③ 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人順明会と事業所の

管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成24年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成24年 9月28日より変更する。
この規定は、平成24年10月 1日より変更する。
この規定は、平成24年10月19日より変更する。
この規定は、平成25年 7月 1日より変更する。
この規定は、平成26年 2月 3日より変更する。
この規定は、平成26年 4月 7日より変更する。
この規定は、平成26年 6月 1日より変更する。
この規定は、平成29年 1月 1日より変更する。
この規定は、平成29年 4月 1日より変更する。
この規定は、平成29年 11月 1日より変更する。
この規定は、平成30年 4月 1日より変更する。
この規定は、平成30年 6月 1日より変更する。
この規定は、平成31年 1月 1日より変更する。
この規定は、令和元年 7月 1日より変更する。
この規定は、令和4年4月1日から変更する。
この規定は、令和6年4月1日から変更する。
この規定は、令和6年9月1日から変更する。